

【資料】

運賃設定の基本方針（案）

＊ここでは、渡船使用料は「運賃」としている。

1. 一般旅客運賃

○取扱方針

1. 大島航路は、新船建造に係る減価償却費を利用者に一律負担として、新運賃を検討する。
2. 地島航路は、運航距離が変更するため、大島航路の距離単価を基準に検討する。
3. 利用者にとって急激な負担増がないように配慮する。

○積算

1. 平成 20 年度事業のしおかぜ造船に係る減価償却費（約 1,700 万円）を上げ幅に計上する。大島航路の年間渡船利用者（平成 21 年度約 18.4 万人）が一律に負担すると、負担増加額は、1 人約 92 円となる。

⇒大島航路：500 円→600 円（現行比 20.0%増）

（592 円に 10 円未満は数を切り上げた額）

2. 地島航路は、航路の再編により運航距離が変更する。よって、新航路の運航距離を大島航路の距離単価で計算する。（600 円÷8.5 km＝約 70 円／km）

①白浜⇄神湊間（6 km） 420 円（現行比約 17%増）

②泊⇄神湊間（5.5 km） 390 円（現行比約 22%増）

（385 円に 10 円未満は数を切り上げた額）

3. 両航路とも現行運賃に比べて大幅な増額となる。上げ幅を 5 割にする。

<大島航路> 500 円→550 円（20%増→10%増）

<地島航路> ①白浜⇄神湊間 360 円→400 円（17%増→8.5%増）

（390.6 円に 10 円未満は数を切り上げた額）

②泊⇄神湊間 320 円→360 円（22%増→11%増）

（355.2 円に 10 円未満は数を切り上げた額）

○新運賃（案）

区間（大島航路）	大人	小児
神湊港から大島港まで又は 神湊港から大島港まで	550 円	280 円
区間（地島航路）	大人	小児
白浜港から神湊港まで又は 神湊港から白浜港まで	400 円	200 円
白浜港から泊港まで又は泊 港から白浜港まで	160 円	80 円
泊港から神湊港まで又は神 湊港から泊港まで	360 円	180 円

2. 往復旅客運賃

○取扱方針

1. 旅客が往復 1 回乗船する場合に適用する。
2. 島内のみの販売とする。
3. 復路運賃の 3 割引きとする。

* 新運賃での適用例

＜大島航路＞ 550 円＋390 円＝940 円（片道あたり 470 円）

＜地島航路＞①400 円＋280 円＝680 円（片道あたり 340 円）白浜⇄神湊間

②360 円＋260 円＝620 円（片道あたり 310 円）泊⇄神湊間

3. 定期旅客運賃

○取扱方針

1. 地島航路は、期間が 1 月定期のみの取扱であり、大島航路で行っている 4 つの期間で取扱を統一するもの。
2. 運賃の計算方法について（計算基礎）

イ 通用期間が 1 か月の定期旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の額の 60 倍とする。

ロ 通用期間が 3 か月の定期旅客運賃は、通用期間が 1 か月の定期旅客運賃の 3 倍とする。

ハ 通用期間が 6 か月の定期旅客運賃は、通用期間が 1 か月の定期旅客運賃の 6 倍とする。

* 一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式による。

○期間別割引率

種別	区間	期間	割引率
通勤定期	各区間	1 ケ月	4 割引き
		3 ケ月	4 割 3 分引き
		6 ケ月	4 割 6 分引き
通学定期	各区間	1 ケ月	6 割引き
		3 ケ月	6 割 2 分引き
		6 ケ月	6 割 4 分引き

* 2 ケ月は標準設定方式を基準にして設定（暫定措置）

4. 回数旅客運賃

○取扱方針

1. 地島航路では現在回数券の取扱がないので、大島航路と同一の取扱基準を設定する。
2. 券片数は 11 枚とする。
3. 回数運賃は、乗船区間片道運賃の 10 倍の額とする。

＊ 一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式による。

(2. と 3.)

○新運賃での適用例

＜大島航路＞ 550 円×10 倍＝5,500 円（片道あたり 500 円）

＜地島航路＞ 400 円×10 倍＝4,000 円（片道あたり約 364 円）白浜⇄神湊間

360 円×10 倍＝3,600 円（片道あたり約 327 円）泊⇄神湊間

5. 団体旅客運賃

○取扱方針 現行どおり

(旅行目的、行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された 15 人以上の旅客が乗船する場合に適用する運賃とする。)

ア 一般団体旅客については、一般旅客運賃に 10 分の 9 を乗じて得た額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

イ 学生団体旅客(学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条に規定する各種学校又は学校教育に類する教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに通う者によって構成された 15 人以上の団体旅客をいう。以下同じ。)については、大人にあつては一般旅客運賃に 10 分の 7 を乗じて得た額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)、小児にあつては一般旅客運賃に 10 分の 9 を乗じて得た額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

ウ 学生団体旅客の引率者及び付添人については、一般旅客運賃に 10 分の 7 を乗じて得た額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

エ 団体旅客運賃の乗船券の有効期間は、発行の日から 30 日間とする。

(宗像市条例より抜粋)